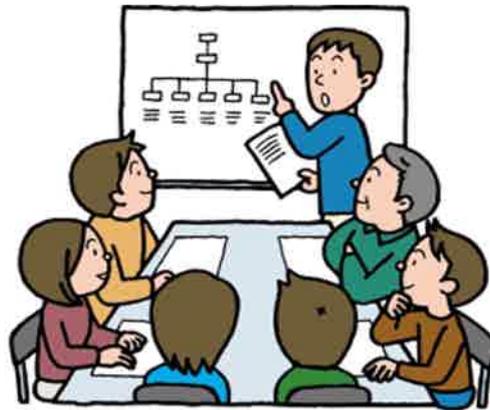


多賀城市  
避難行動要支援者支援プラン  
(全体計画)



(令和5年3月)



## はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本市は市域の3分の1が津波に襲われ、津波の来なかった地域でも家屋などへの被害が発生しました。180名を超える尊い命が失われ、ライフラインの停止や物資の不足により多くの方が避難生活を余儀なくされました。

未曾有の大災害は、公的な支援の限界を改めて浮き彫りにしましたが、一方で地域の住民同士による声かけや安否確認、避難所への食品の持ち寄りや炊き出し等によって多くの方が助けられ、ご近所による支え合い・支援の大切さも実感されているところです。

しかし、高齢者や障害者など、避難に支援や配慮が必要な「要配慮者」「避難行動要支援者」と言われる方々への支援については、その後の振り返りなどを通じて、支援の担い手不足やご近所で支援を行う体制確立、避難生活での適切な配慮などといった課題が明らかになっています。

本市ではこれまで、「多賀城市災害時要援護者支援ガイドライン」を作成し、災害時に支援を必要とする方々の情報を日頃より地域と共有してまいりましたが、明らかになった課題を解決し、避難行動要支援者支援の取り組みが全市的に強化されることを目的としてガイドラインを改訂し、この「多賀城市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」を策定しました。

これまで取り組みを進めてきた地域においては、地域コミュニティの強化や、支援の担い手の確保など、より充実した体制づくりを目指していただき、これから取り組みを本格化させていこうという地域においては、このプランがその取り組みの一助となればと考えております。

避難行動要支援者の支援は、日頃のご近所付き合い、防災活動の延長線上にあります。本市は、市民の皆様が支援の担い手として、お互い様の気持ちで活動に取り組むことができるよう図ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

この度、個人情報保護法の改正に伴い、市では新たに「避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例」を制定し令和5年4月1日から施行しますので、条例に基づき一部改訂を実施いたしました。

令和5年3月

多賀城市

目次

はじめに

第1章 素早い避難の実現のために ..... 1

1 自分の身は自分で守る ..... 1

2 ご近所で助け合う ..... 2

    (1) 要支援者の所在を知る ..... 2

    (2) 地域で支援する体制・雰囲気作り ..... 4

3 個人情報の取り扱い ..... 4

第2章 避難生活での体調悪化を防ぐために ..... 6

1 指定避難所での配慮 ..... 6

    (1) 福祉ニーズの把握 ..... 6

    (2) 福祉ニーズへの対応 ..... 6

    (3) 福祉事業者、ボランティア等との連携 ..... 7

2 福祉避難所の整備 ..... 7

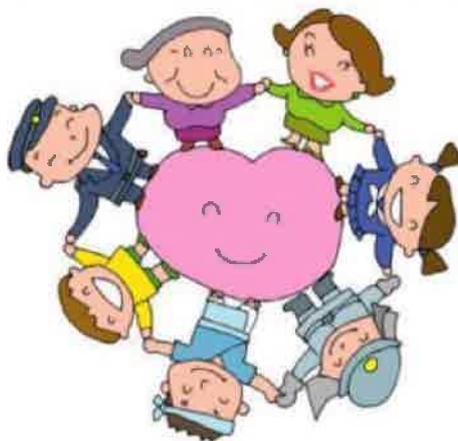
    (1) 福祉避難所協定の締結 ..... 7

    (2) 福祉避難所の開設 ..... 7

    (3) 福祉避難所への移送 ..... 7

    (4) 福祉避難所の閉鎖 ..... 7

    (5) 福祉避難所の開設訓練 ..... 7



## 第1章 素早い避難の実現のために

災害発生直後、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の命を守るために重要なのは、「いかに素早く避難を完了するか」です。

平成16年に発生した近畿北陸の集中豪雨や中越地震では、避難勧告がでて1人で避難することができずに犠牲となった高齢者の存在が大きな問題となりました。

東日本大震災においても、死者の65%以上が60歳以上だったこと、障害者の死亡率が全体の2倍にも及んだこと、死因の9割が津波によるものだったことなどから、あらためて素早い避難の実現が求められています。

しかし、災害が要支援者に迫り一刻の猶予もない時、市や消防などによる公助の支援には限界があります。平成7年の阪神淡路大震災など、過去の大災害の教訓として、災害発生直後には自助と共助が重要だと言われていますが、要支援者はその性質上、自助にも限界があることから、特に共助が頼りです。

本市においても、共助の重要性は認識されており、各行政区の区長からの要望に応じる形で、平成20年に「多賀城市災害時要援護者支援ガイドライン」を策定し、ご近所が助け合うことのできる体制作りを支援してきました。

今後も本市はこの方針を引き継ぎ、共助である地域住民による助け合いを中心に、素早い避難ができるよう図っていきます。

### 1 自分の身は自分で守る

全ての市民が身を守る基本は、自らや家族の備えによるものです。支援を必要とする人でも、まずは次のような取り組みをすすめて、自分でやれることは平時のうちから備えておくことが大切です。

- 住宅の耐震補強
- 家具の転倒防止
- 必要な物資（食料、医薬品など）の備蓄
- 災害情報を得る手段の確保
- 安否情報など連絡体制の確認
- ご近所さんに日頃から声かけなどを頼むこと
- 災害発生時に、身の安全を確保すること



## 2 ご近所で助け合う

かつての「向う三軒両隣」の顔が見える環境の中では、困ったことがあった際に、お互いに助け合う関係がありました。現在はご近所同士でも顔がわからず、「どこに支援を必要とする人がいるかわからない」という環境が増えています。

大切なのは、地域のどこに支援を必要とする人がいるかを地域住民が知ることと、困っている人を地域で支援する体制や雰囲気作りです。

### (1) 要支援者の所在を知る

#### (ア) 支援活動の周知

回覧板や地域の集会などを通じて、要支援者支援の重要性を周知するとともに、身近に支援を必要としている人がいないか地域全体で確認をします。

支援を必要とする本人や、その家族などからの助けを求める声によって、地域のどこに要支援者がいるのかを把握します。

#### (イ) 要支援者名簿の活用

市では平常時において、地域の活動を支援するため、要支援者の名簿情報の提供を拒否する申出をした方※1以外にかかる名簿を自治会長・町内会長、民生委員・児童委員、地区の自主防災組織などの地域の支援者に提供します。

(名簿への自動登録要件を満たしていないが、避難する際に不安があり支援者名簿への登録希望を市に申し出た方※2を含む。)

上記により、申し出をしたものの状況が変わり支援を要しなくなった場合は、名簿情報の抹消の届け出※3をすることで、登録の抹消ができます。

要支援者名簿は、町内の防災打合せで参照したり、防災マップに印を付けたりして、地域のどこに要支援者がいるのかを知るために使うことができます。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、拒否者を含んだ要支援者名簿を町内会長等に加え、警察、消防などの支援関係者にも提供します。

【申出書等様式は、当該支援プランの11ページ以降に掲載しております】

※1 様式第4号 避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書

※2 様式第1号 避難行動要支援者名簿情報登録申請書

※3 様式第2号 避難行動要支援者名簿情報抹消届出書

市が作成する要支援者名簿について	
名簿に 載る人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が所有する情報のうち               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 75歳以上の一人暮らしの人</li> <li>② 介護保険の要介護3以上の人</li> <li>③ 身体障害者で障害等級表1級、2級の人</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">が自動登録</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市に名簿登録を申し出た者               <ul style="list-style-type: none"> <li>①～③以外の方で名簿への登録申請をした者</li> </ul> </li> </ul>
提供先	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平常時（拒否者以外の要支援者名簿）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・名簿の提供を希望した地域の支援者（町内会長・自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員）</li> </ul> </li> <li>◎災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（拒否者を含んだ要支援者全員の名簿）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に加え、宮城県警察（多賀城交番、南宮駐在所）、塩釜地区消防事務組合、社会福祉協議会など</li> </ul> </li> </ul>
提供方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎平常時               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の支援者には「紙」、</li> </ul> </li> <li>◎災害が発生し、又は発生するおそれがある場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「紙」、「電子データ」、「FAX」等</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度初めに最新名簿を地域の支援者に提供する。</li> <li>・市では個人情報漏えいしないように、提供を受けた者に対して管理状況の報告を求め、その管理状況を検査できる。</li> </ul>

## (2) 地域で支援する体制・雰囲気作り

### (ア) どのように支援するか考える

要支援者がどこにいるのかわかったら、地域みんなで支援が行われるよう、要支援者本人と打ち合わせて、次のような支援方法を考えます。

- 近隣に住む人を避難支援者に選定する
- 個別の支援計画（個別計画）や防災カードを作って支援内容を共有する
- 防災マップや独自名簿を作って支援内容を共有する

災害の種類や地域の特性によって、支援方法を考えます。

【災害の種類】地震 津波 豪雨 火災 など

【地域の特性】津波浸水域 住宅密集地 土砂災害警戒区域 昔からの付き合いが  
生きている など

【考えること】大至急避難する方法 落ち着いてから安否確認する方法 など

【支援の方法】その時近くにいる人が支援できるよう、みんなで情報を共有する  
避難支援者を決めて、災害が落ち着いてから安否確認する な



また、訓練などを通して、支援方法の見直しを行います。

なお、東日本大震災では、支援活動中の民生委員や消防団員が犠牲になるということがありました。支援者の安全について考えることも必要です。

### (イ) 困った時に助け合う雰囲気作り

災害時に置かれる状況によっては、誰しも支援が必要になる可能性があります。選定した避難支援者が近くにいない場合もあります。老若男女関係なく、災害が起きたその時に、身近に困っている人がいればできる範囲で支援ができるよう、日頃からのご近所付き合い、地域の催しへの積極的な参加を通じ、顔の見える関係を作って、支援をしたり、支援を受けたりしやすい環境をつくることが大切になります。



## 3 個人情報の取り扱い

支援に関係して集まる個人情報は、漏えい等により要支援者に不利益となることがないように、町内会や自主防災組織として情報管理を徹底し、細心の注意をもって取り扱う必要があります。

## 名簿取扱の留意点

- ・ 名簿情報の提供を受けた支援者は、守秘義務が課されます。
- ・ 避難行動要支援者の見守りや避難訓練等の目的以外に使用しないこと。
- ・ 名簿の複写、複製はしないこと
- ・ 名簿情報の漏えい、紛失には十分注意すること。
- ・ 万が一、名簿の紛失、又は漏えいしたことが分かった場合は、速やかに市に連絡すること。
- ・ 古い名簿は市に返却すること。

## 第2章 避難生活での体調悪化を防ぐために

平成24年の復興庁の報告によれば、東日本大震災発生からの1年間で震災関連死として亡くなられた方の死亡原因では、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が全体の3割を占め、年齢層では70歳代以上が9割を占めました。

避難生活では疲労やストレス、持病の悪化などが起こりやすくなるということから、一般的な避難所での生活が困難だと判断される避難者に対しては、比較的生活環境が整った場所へ移動して適切な配慮を行うなど、避難生活での体調悪化を防ぐ対策が求められています。

市は、指定避難所での配慮を進めるとともに、福祉避難所の整備を行います。

### 1 指定避難所での配慮

#### (1) 福祉ニーズの把握

市及び自主防災組織等で構成される避難所組織は、避難者に必要な配慮（以下「福祉ニーズ」といいます。）を把握するため、地域の支援者からの情報や本人からの聞き取りなどにより調査します。

#### (2) 福祉ニーズへの対応

避難所組織は福祉ニーズに可能な限り対応します。必要な物資などについては、市災害対策本部が備蓄していた物資や災害時の協定等で取り決めた事業者から確保して、避難所に配備します。

指定避難所で可能な配慮の例	
居住空間	冷暖房設備、畳、仕切られたスペースの確保
移動	介護や車椅子通行スペースの確保
食事	温かい食事、粉ミルクや離乳食、アレルギー食の提供
補装具	当該避難者に必要な補装具などを優先的に支給
その他	物資配布やトイレ介助、非常電源(在宅酸素療法など)の使用

### (3) 福祉事業者、ボランティア等との連携

指定避難所において介護や障害などの福祉サービスが必要になる場合、市は、市職員の他、福祉事業者や多賀城市社会福祉協議会と連携し、福祉施設職員や災害ボランティア等から可能な限り専門的知識を持つ人材を派遣します。

## 2 福祉避難所の整備

### (1) 福祉避難所協定の締結

市指定避難所や在宅での避難生活ができない要支援者等に対応するため、市は、専門的な知識で支援が可能な職員及び施設を有する民間の事業者と福祉避難所開設についての協定を締結し、福祉避難所が開設できる体制を整備します。

### (2) 福祉避難所の開設

避難所組織は、避難所に今後の避難生活に困難を伴う避難者がいる場合、災害対策本部に報告します。災害対策本部は、避難所に保健班を派遣し避難者の状況を確認し、福祉避難所の開設が必要であると判断される場合に、協定を締結している事業者に当該避難者の受入れを依頼します。依頼を受けた事業者は施設の被災状況、収容人数等により可能な範囲で避難者を受入れ、福祉避難所を開設します。

### (3) 福祉避難所への移送

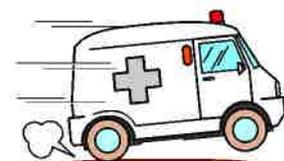
福祉避難所への避難者の移送については、当該避難者及びその家族が行うことを想定していますが、状況により市や受入施設で車を手配するなど柔軟に対応します。

### (4) 福祉避難所の閉鎖

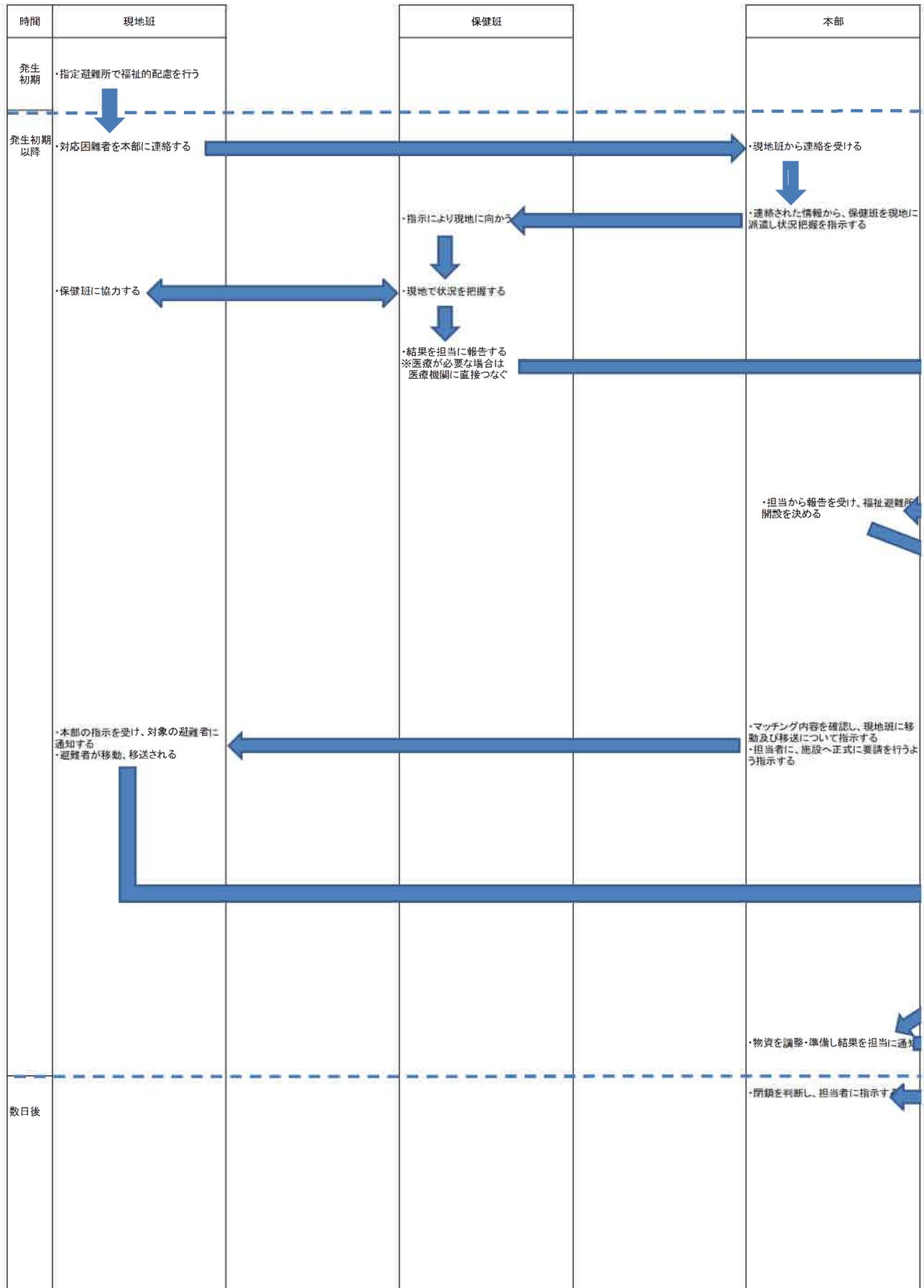
福祉避難所の閉鎖は、避難者の退所状況などを考慮し、市が事業者と協議して決定します。市は、避難者の退所支援や福祉避難所の統合についても調整を行います。

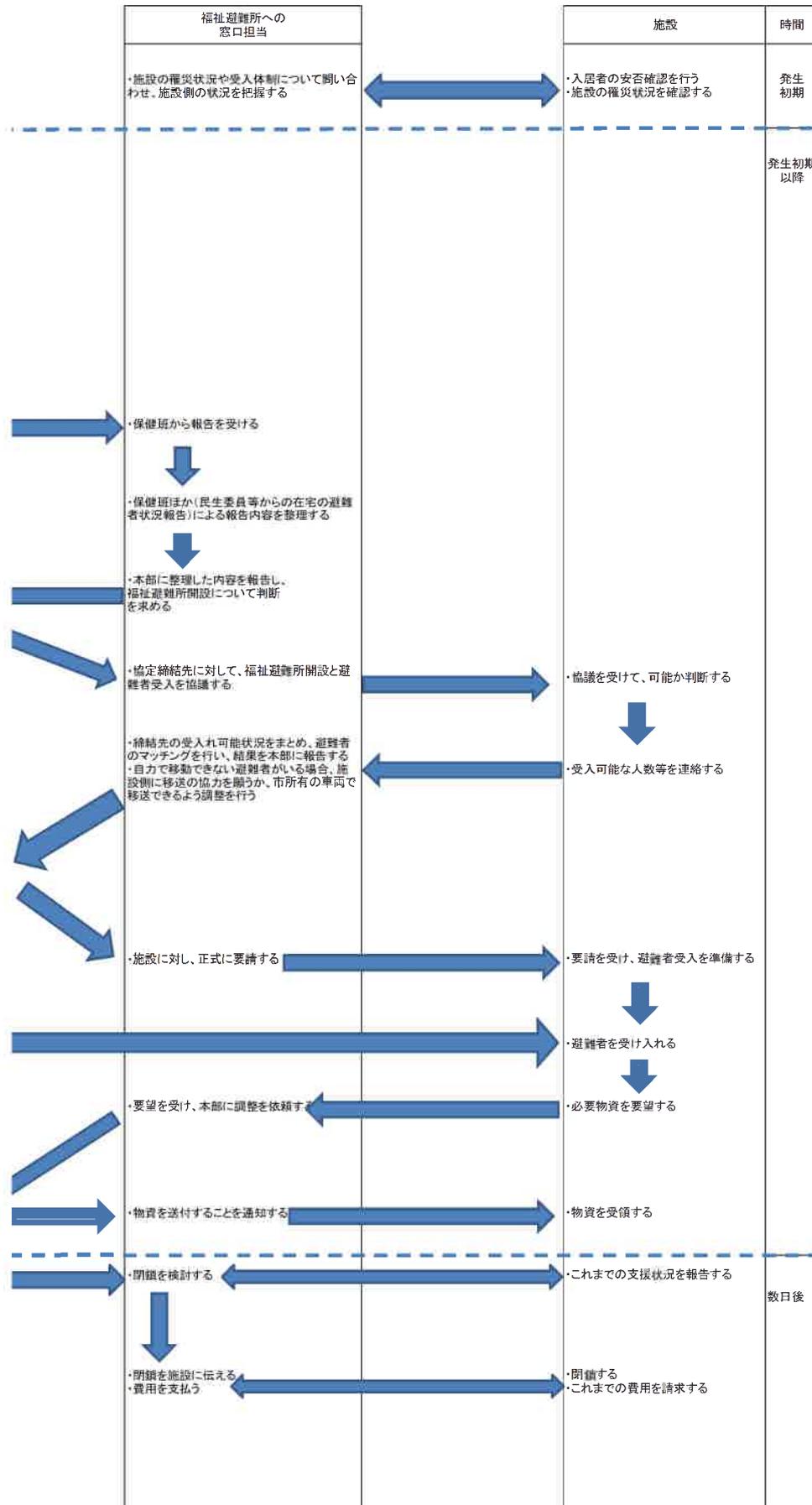
### (5) 福祉避難所の開設訓練

災害発生時に、遅滞なく福祉避難所を開設するため、市は、総合防災訓練時などに、締結している事業者と開設訓練を行います。



# 災害発生時の福祉避難所想定対応表





## 避難行動要支援者及び対象者名簿

No	同意	氏名	性別	年齢	生年月日	住 所	①	②	③	電話番号	緊急医療 情報キット	支援	備考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

①75歳以上ひとり暮らしの人 ②要介護3以上の認定者 ③身障者手帳1.2級所持者

様式第4号（第7条関係）

避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書

年 月 日

多賀城市長 殿

住所  
申出者 氏名  
電話  
避難行動要支援者との続柄

多賀城市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例第3条第1項及び多賀城市避難行動要支援者名簿情報提供に関する条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、下記の名簿情報を提供することについて、拒否の申出をします。

記

ふ	り	が	な					
氏	名							
生	年	月	日	年	月	日	性別	男・女
住所又は居所								
連絡先	自宅電話番号							
	携帯電話番号							
	メールアドレス							

避難行動要支援者名簿情報登録申請書

年 月 日

多賀城市長 殿

住所  
申出者 氏名  
電話  
避難行動要支援者との続柄

多賀城市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第3条第4号及び第5条第1項の規定に基づき、災害の規模や避難支援等関係者の状況等により、支援が受けられない場合があることを了承し、下記のとおり多賀城市避難行動要支援者名簿への登録を申し込みます。

記

1 避難支援等を必要とする理由

2 名簿情報

ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
住所又は居所			
連絡先	自宅電話番号		
	携帯電話番号		
	メールアドレス		

避難行動要支援者名簿情報抹消届出書

年 月 日

多賀城市長 殿

住所  
申出者 氏名  
電話  
避難行動要支援者との続柄

多賀城市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり多賀城市避難行動要支援者名簿からの抹消を届け出ます。

記

1 抹消理由

2 名簿情報

ふ	り	が	な					
氏	名							
生	年	月	日	年	月	日	性別	男・女
住所又は居所								
連絡先	自宅電話番号							
	携帯電話番号							

